

障がい福祉サービス等の実績

令和2年9月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

1 訪問系サービス

①平成30年度・令和元年度の状況

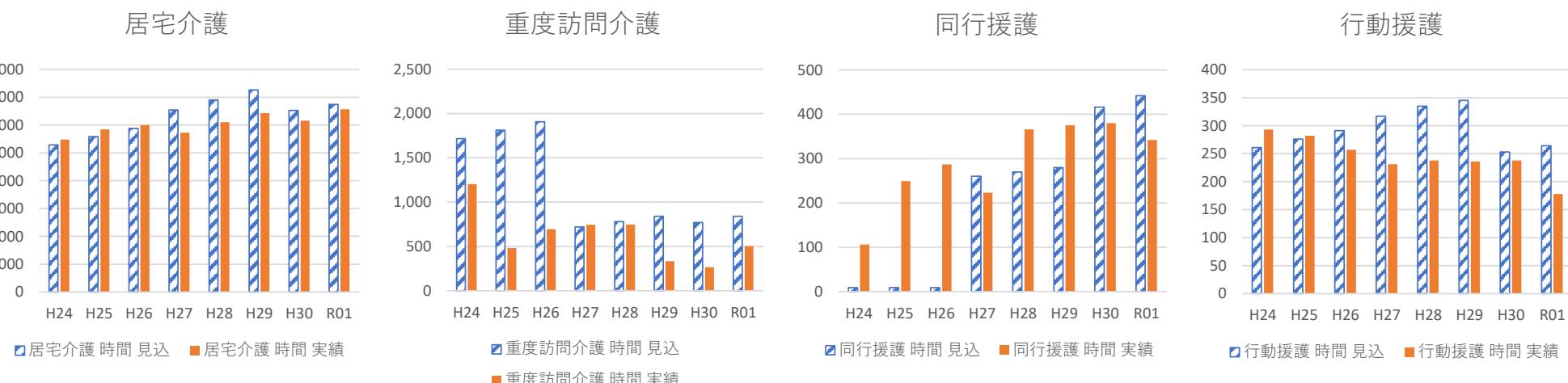
区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	335	366	519	70.5	346	409	555	73.7
		時間	6,530	6,157	12,612		6,745	6,570	13,617	
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	11	5	5	100.0	12	5	7	71.4
		時間	770	265	532		840	505	883	
同行援護	視覚障がいにより著しく移動が困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。	人	32	29	51	56.9	34	30	53	56.6
		時間	416	380	1,040		442	342	1,134	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	23	21	31	67.7	24	18	28	64.3
		時間	253	238	653		264	178	579.5	
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	0	0	0		0	0	0	
		時間	0	0	0		0	0	0	

【見込量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの

【実績】 その年度の3月分の利用実績

【支給決定】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数・時間数

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・毎年居宅介護の利用率は上昇しているが、事業所、利用者ともに人材不足との意見があり、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていない。また、障がい児・者、障がい種別により事業所が見つからないケースが多い。
- ・居宅介護の利用について支給決定と実績に開きがある。計画相談支援を利用していない、もしくは計画相談支援を利用している場合でも支給量調整ができていないことが原因だと思われる。
- ・同行援護を受けられる事業所が少なく、新規の受け入れも難しい。また、希望した時間帯、曜日、性別等のニーズに対応できていない。
- ・行動援護を受けられる事業所が少なく、行動援護の対象となる人も移動支援を利用せざるを得ない状況となっている。移動支援の利用者の中で、2人対応の行動援護対象者が10名ほど見え、行動援護を受けることができない。

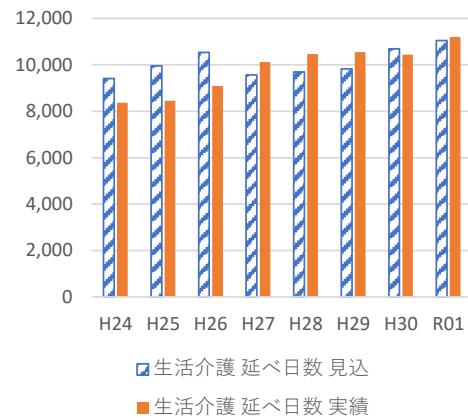
2 日中活動系サービス等

①平成30年度・令和元年度の状況

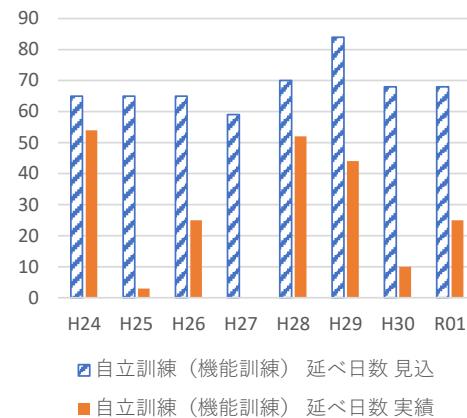
区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	563	550	580	94.8	581	574	602	95.3
		延べ日数	10,695	10,448	12,591	/	11,044	11,196	12,938	/
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	4	1	3	33.3	4	2	4	50.0
		延べ日数	68	10	51	/	68	25	56	/
自立訓練（生活訓練）		人	7	9	15	60.0	8	12	17	70.6
		延べ日数	98	117	319	/	112	146	324	/
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	人	/	2	3	66.7	/	3	4	75.0
		時間	/	62	93	/	/	87	124	/
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	71	103	117	88.0	78	83	109	76.1
		延べ日数	1,184	1,624	2,615	/	1,294	1,401	2,433	/
就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などをを行う。	人	253	218	265	82.3	263	224	269	83.3
		延べ日数	5,060	4,256	6,081	/	5,260	4,340	6,170	/
就労継続支援（B型）		人	453	474	534	88.8	483	497	566	87.8
		延べ日数	8,607	8,017	11,569	/	9,177	8,708	12,375	/
自立生活援助	施設やグループホーム等の利用者でひとり暮らしを希望する人が対象。一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う。	人	3	0	0	—	3	0	0	—
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行後、環境の変化により生活に課題が生じている人が対象。一定期間、事業所・家族との連絡調整や必要な支援を行う。	人	8	22	26	84.6	9	31	42	73.8
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。	人	21	19	19	100.0	22	20	20	100.0

②実績の推移

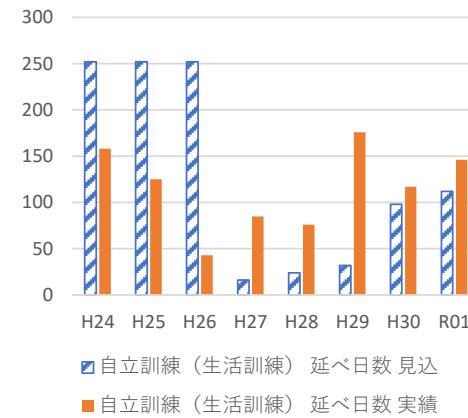
生活介護



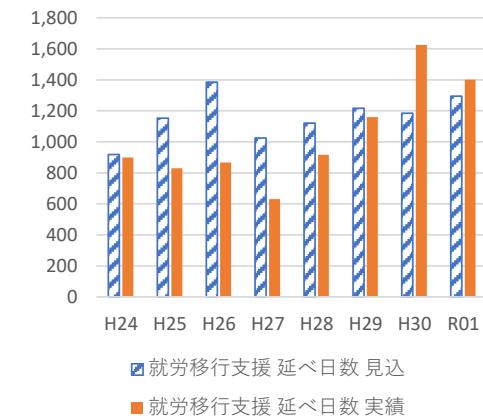
自立訓練（機能訓練）



自立訓練（生活訓練）



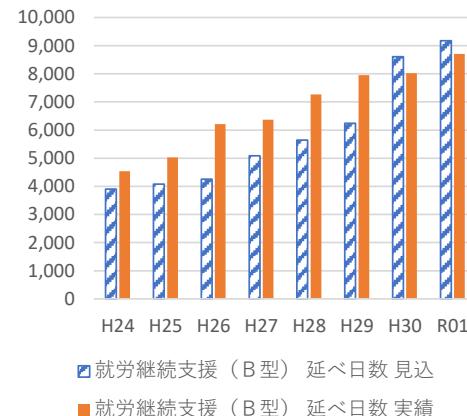
就労移行支援



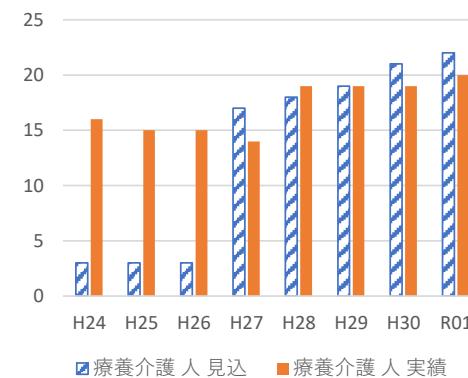
就労継続支援（A型）



就労継続支援（B型）



療養介護



③地域自立支援協議会の意見

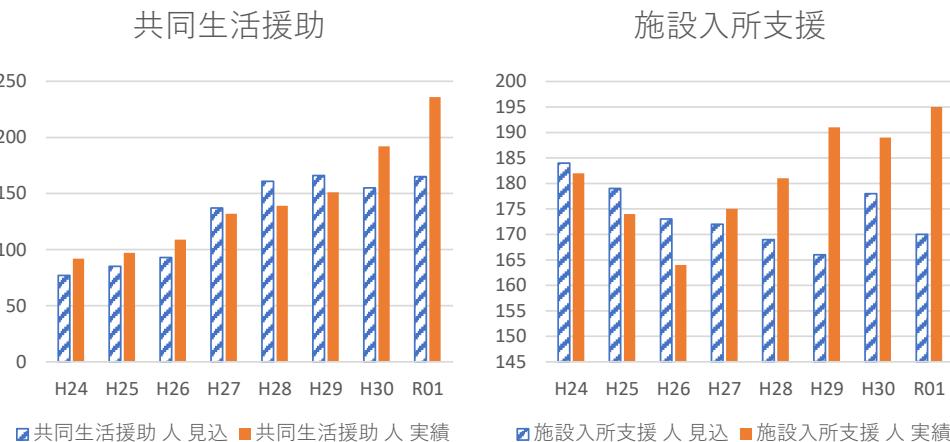
- ・生活介護の定員は支給決定数を上回っているため、余剰があるように見えるが、入浴支援の対応ができる事業所が少なく、また、医療的ケアに対応できる事業所も限られているため、選択できる状況ではない。
- ・市内近郊に自立訓練の事業所が少ない。特に宿泊型自立訓練は事業所が限られているため、利用に繋がらない。
- ・就労継続支援(A型、B型)は作業能力が高くてもADLの自立度が低い場合は断られることがある。また、送迎のニーズが高い。
- ・就労継続支援（A型）は、車椅子の方の利用が難しい事業所が多い。また、精神障がい者に対する専門性を有する人材が乏しく、利用を断念する人も存在する。
- ・就労継続支援（B型）は、市内に事業所が増えているが、支援内容が多様なため、ニーズに対するマッチングが必要である。
- ・利用者にマッチしていないサービス利用が見受けられるため計画相談支援を利用して、利用者本人にあったサービス選択または一般就労も含めた検討が必要。

3 居住系サービス

①平成30年度・令和元年度の状況

区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
短期入所（福祉型）	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	104	92	391	23.5	132	90	371	24.3
		時間	632	596	2,292	/	670	560	2,272	/
短期入所（医療型）		人	6	6	60	10.0	8	8	58	13.8
		時間	28	24	386	/	30	35	401	/
共同生活援助	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	人	155	192	204	94.1	165	236	250	94.4
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供する。	人	178	189	190	/	170	195	195	/

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・児童の短期入所は希望通りに予約がとれない。また、医療的ケアが必要な人や肢体不自由の児童が利用できる短期入所が不足している。
- ・施設入所支援のニーズは依然として有り、待機者やロングショートの利用が増えている。短期入所のニーズがある場合でも空き部屋が少なく予約が取れない。
- ・施設入所支援の代わりとなる重度の人も受け入れ可能な共同生活援助等の受け皿が無い。
- ・日中サービス支援型共同生活援助は市内に無いが、ニーズはある。近隣市にも少なく、利用の希望がある際に空きが無いことが多い。
- ・施設入所支援を申込みしている利用者の家族が、将来の事を考え、地域で生活する共同生活援助を選択する場合がある。
- ・児童養護施設を退所する際、住まいとして共同生活援助を選択することがある。
- ・共同生活援助の事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しているが、空床も目立っている。ただし、身体障がい、中重度の知的障がいの方に対応する事業所は限られており、事業所数が不足している。また、専門性を有する人材の確保が難しい状況である。
- ・共同生活援助に入所しながらB型や生活介護に通う人は、障がい基礎年金2級の受給の場合、費用の持ち出しが多いため市独自に5千円～1万円ほど追加で補助してほしい。

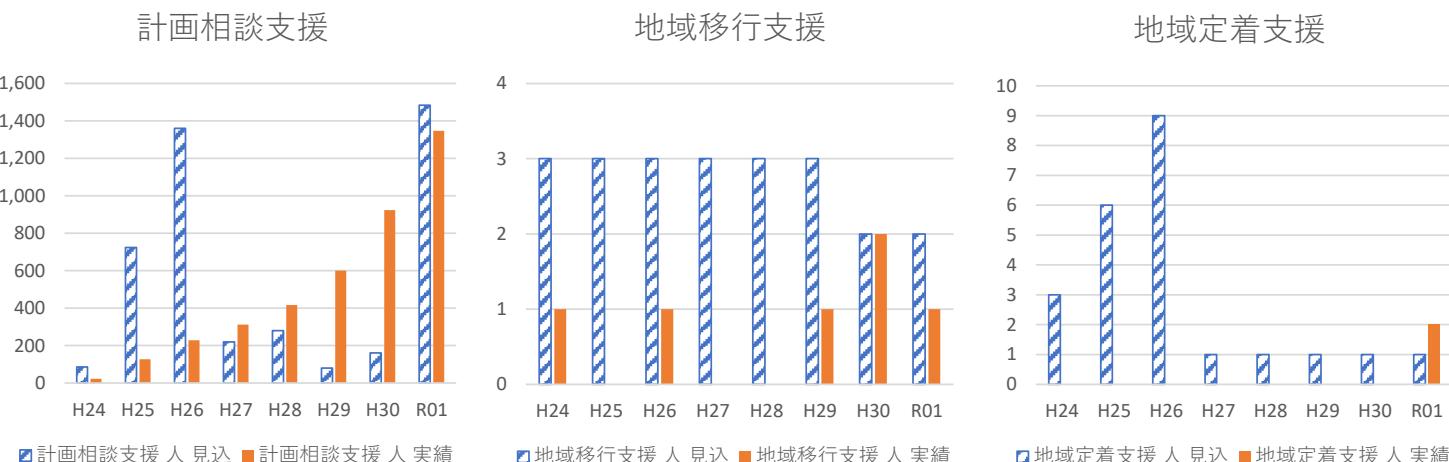
4 相談支援

①平成30年度・令和元年度の状況

区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	160	923	923	100.0	343	1,347	1,347	100.0
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	2	2	2	100.0	2	1	1	100.0
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	1	0	0	—	1	2	2	100.0

※計画相談支援については、年間の総利用者数

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・計画相談支援は、事業所の数が少なく相談支援専門員数も不足している。新規事業所の開設に向け、働きかけや相談支援体制を整備する必要がある。
- ・計画相談支援は、事業所によって対象種別の得意、不得意があり、新規利用の依頼を受けてもらえない場合がある。また、新規利用の受け入れ可能な事業所が限られており事業所が偏ってしまっている。
- ・計画相談支援100%に向け、各々の課題への取組や圏域単位でのネットワークづくりを進めていく必要がある。
- ・地域移行支援は利用依頼が少ない。また、施設入所支援から地域移行支援を計画しても、地域の受け皿がない。
- ・地域移行支援対象者は、サービスの存在を知る機会が少ないため、利用希望が少ない。

5 障がい児通所支援

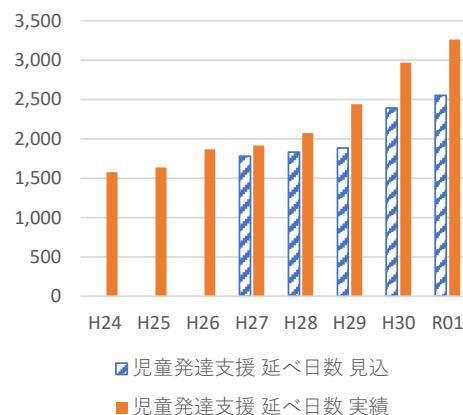
①平成30年度・令和元年度の状況

区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	341	394	451	87.4	364	434	510	85.1
		延べ日数	2,390	2,967	6,988		2,550	3,261	7,820	
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	3	0	1	0.0	4	1	1	100.0
		延べ日数	13	0	10		18	1	15	
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	523	564	638	88.4	575	585	688	85.0
		延べ日数	7,322	7,805	13,113		8,050	7,788	14,202	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	4	1	14	7.1	5	4	29	13.8
		延べ日数	10	1	50		12	5	117	
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助を行う。	人	256	218	218	100.0	390	500	500	100.0

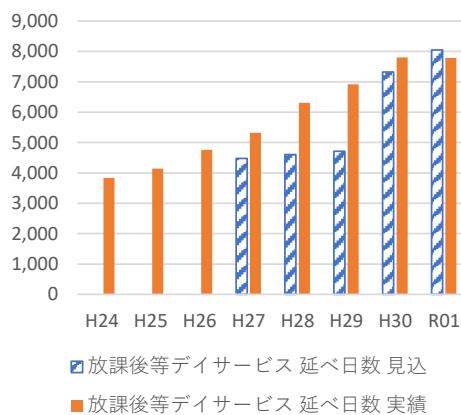
※障がい児相談支援については、年間の総利用者数

②実績の推移

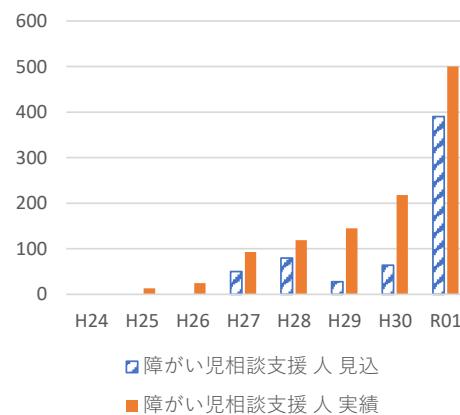
児童発達支援



放課後等デイサービス



障がい児相談支援



③地域自立支援協議会の意見

- ・児童発達支援は、親子で通える事業所が不足している。
- ・児童発達支援の利用者数の増加は、早期の専門医の受診、乳幼児健診時の声かけ等早期に療育につなげる取組の結果であると考えられる。
- ・医療型児童発達支援の事業所は、市内なく他市を利用している。また、市内には医療的ケアがある子どもが単独で利用できる児童発達支援の事業所がない。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数は充足しているため、利用できないという現状はない。ただし、希望の曜日や年度途中からの利用はマッチングが難しい。
- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にある。
- ・児童発達支援の利用から引き続き放課後デイサービスを利用する場合が多い。
- ・児童発達支援より放課後等デイサービスの方が、一人当たりの利用日数が平均的に多い。
- ・放課後等デイサービスの事業所の数が急激に増えているが、定員数に達している事業所も多い。平成30年、令和元年の利用実績は横ばいだが、事業所は増え続けているため、新たに開業した事業所はニーズを見込んでいるのか疑問である。ただし、医療的ケアが必要な児童を受け入れる事業所は少ない。
- ・障がい児相談支援の利用により児童発達支援の利用を開始するまでに時間がかかってしまう場合がある。
- ・保護者が計画相談支援を利用している場合は、障がい児相談支援のメリットを感じ、利用を希望されるケースが多い。

6 地域生活支援事業

①平成30年度・令和元年度の状況

区分	説明	単位	平成30年度		令和元年度	
			見込量	実績	見込量	実績
障がい者相談支援事業	障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。	事業所数	5	5	5	5
		相談員数	12	12	12	12
		相談件数	12,137	9,136	12,740	9,486
地域自立支援協議会	相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。	実施回数		3		2
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。			未実施		未実施
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。	件数	6	1	7	3
意思疎通支援事業	聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣とともに、手話通訳を設置する。	手話通訳者窓口設置者数	1	1	1	1
		手話通訳者派遣件数	435	528	446	509
		要約筆記者派遣件数	10	7	10	11
日常生活用具給付事業	障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。	介護・訓練支援用具	23	26	24	28
		自立生活支援用具	55	48	58	59
		在宅療育等支援用具	89	80	94	97
		情報・意思疎通支援用具	45	38	54	78
		排泄管理支援用具	7,066	6,513	7,405	6,834
		居宅生活動作補助用具	14	15	15	7
		計	7,292	6,720	7,650	7,103

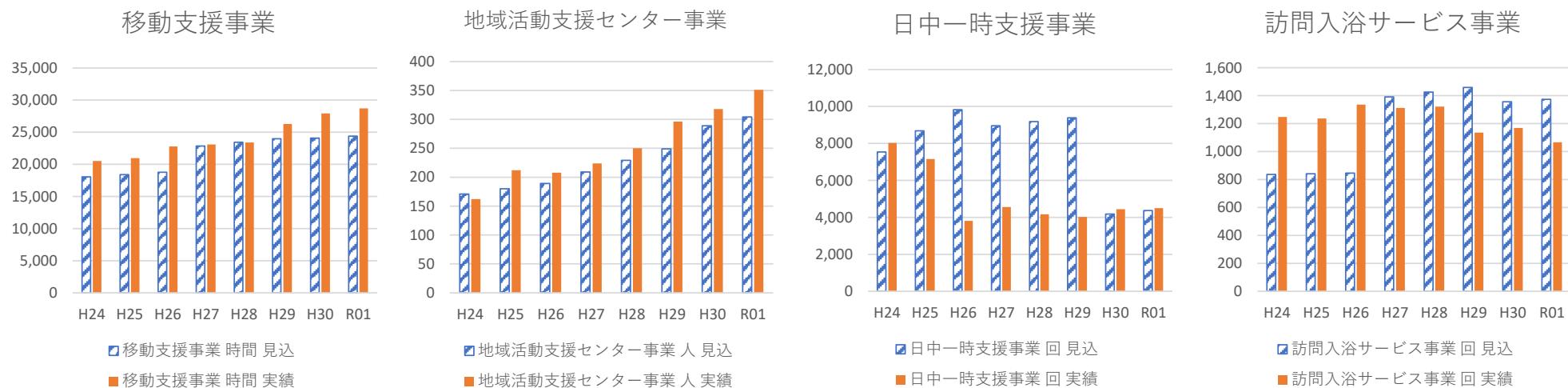
区分	説明	単位	平成30年度				令和元年度			
			見込量	実績	支給決定	利用率	見込量	実績	支給決定	利用率
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	251	251	470	53.4	254	264	464	56.9
		時間	24,070	27,925			24,407	28,721		
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。	事業所数	21	20			22	20		
		人	289	318	367	86.6	304	351	399	88.0
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	110	140	267	52.4	115	111	213	52.1
		回	4,180	4,440			4,370	4,500		
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	件	1,356	1,169	1,380	84.7	1,374	1,066	1,416	75.3
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就職その他の社会活動への参加を促進します。	免許	4	3			5	1		
		改造	8	9			9	11		

【見込み量】その年度においてサービスを利用する人の実人数

【時間】年間の合計利用時間

【件数】年間の合計件数

②実績の推移



③地域自立支援協議会の意見

- ・成年後見制度利用支援事業は、高齢者に比べて市長申し立ての件数が少ない状況である。障がいのある方の権利擁護を図る為にも積極的な利用をすすめる必要がある。
- ・日常生活用具給付事業の中の、在宅療育等支援用具については保護者のニーズがある。
- ・移動支援事業を新たに利用する場合、ヘルパー不足から事業所が見つからない場合が多く、新規の受け入れが難しい状況である。
- ・土日の移動支援事業のニーズは高いが、ヘルパーの拘束時間が長いためヘルパーの確保が難しく、利用ができない人が多い。
- ・地域活動支援センター事業の土日の利用ニーズが高いが、資源が少ないため、定員数に達している事業所がほとんどである。
- ・訪問入浴サービス事業は、利用を希望しても対象から外れる場合があり、入浴できない人がいる。対象者について検討する必要がある。